

空家に付随した農地の取得について【フロー図】

《売りたい人》

事前相談

※空家は建築住宅課、空家に付随した農地は農業委員会にて状況を確認します。

【確認・説明】

1. 空家及び空家に付随した農地の所有者が同一名義
2. 荒尾市空家バンク事業実施要綱に基づく、空家バンクの申請について
3. 荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱に基づく特例面積、農地法第3条の要件について

(建築住宅課)

空家バンクに申請

※建築住宅課へ空家及び空家に付随した農地を空家バンクに申請します。

【申請方法】

荒尾市空地バンク事業実施要綱に基づく申込み
(提出書類)
荒尾市空家バンク登録申込書

(建築住宅課)

空家の物件調査

※建築住宅課にて、空家(建物)の物件調査を実施

【現地調査】

空家所有者、建築住宅課、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会会員等の立会い

(農業委員会)

空家に付随した農地に特例面積の適用申請 ※農地1筆あたりが1アール以上30アール未満の場合

※空家に付随した農地に特例面積の適用申請をします。

荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱に基づく申請

※締切：毎月25日 ただし、その日が休日の場合は、前の開庁日となります。

(提出書類)

1. 空家に付随した農地の特例面積指定申請書
(様式第1号)
2. 指定を受けようとする土地の登記全部事項証明書及び公図
3. その他農業委員会が必要と認める書類

(建築住宅課)

媒介契約

※一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会会員等との媒介契約

(建築住宅課)

空家バンクに登録

※荒尾市空家バンク登録完了通知書

(農業委員会)

空家に付随した農地に特例面積の適用

※現地調査後、農業委員会総会にて特例面積の適用について審議します。審議後、結果を公示し、併せて申請者に『荒尾市空家に付随した農地の特例面積適用通知書(様式第2号)』を交付します。

《買いたい人》

(農業委員会)

空家に付随した農地についての説明

※空家に付随した農地に特例面積の適用、農地法第3条、農地取得条件などについて



(建築住宅課)

空家バンクに利用申込み

※荒尾市空家バンク利用申込書の提出



(農業委員会)

取得農地誓約書(様式第3号)の提出・取得に関する承諾

※取得農地誓約書の提出・取得条件の承諾、農地法第3条について

- ・全ての農地を全部耕作すること
- ・農作業に常時従事すること
- ・耕作に必要な機械や従事者が確保できること
- ・周辺の農業に支障がないこと



売買契約

※空家バンクに登録してある空家及び空家に付随した農地の売買契約をさせていただきます。



(農業委員会)

空家に付随した農地の取得申請

空家に付随した農地の取得申請をします。

農地法第3条及び荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱条に基づく申請

※締切：毎月25日 ただし、その日が休日の場合は、前の開庁日となります。

(提出書類)

1. 農地法第3条の規定による許可申請書
2. 空家バンクに登録されていることが確認できる書類
3. 空家に付随した農地の売買契約書の写し
4. その他農業委員会が必要と認める書類



(農業委員会)

空家に付随した農地の取得

※農業委員会総会にて農地の取得について審議します。審議後、農地法第3条許可書を申請者に交付しますので、所有権移転の登記を農地取得者が法務局で行ってください。